



議 会

によどがわ

だより

2006.3
第2号

12月定例会

本庁舎、公民館周辺に…7P ATMを大崎に設置?…9P

改選前、最後の議会です 12人が登壇…2P
助役に大石弘秋氏（別枝出身）を選任…25P
仁淀高校存続危うし！
県立高等学校再編計画「第二次実施計画」を公表…28P



“秋葉さんが来た” 合併して最初の「秋葉神社祭礼練り」がホラ貝や鉦太鼓の音とともにやってきた。
2百数十年続く伝統の灯を今消してはならない。（2月11日・別枝）



勇壮に練り進むみこし

高知県仁淀川町議会

TEL 0889 (35) 0111 / FAX (35) 0571 / 編集: 議会だより特別委員会 / 印刷: 資佐川印刷所

一 般 質 問

平成17年12月定例会は、14日に招集され、会期を15日までの2日間とし、14日、諸般の報告（議長、町長、教育長）、議案の上程、提案理由の説明、一般質問。15日は一般質問、議案の審議、討論、採決を行い、3報告、11議案を原案どおり可決、2意見書を提出し閉会した。

改選前最後の議会です

12人が登壇しました

(株)フードプランは
いつから第3セクターに…

答 16年6月から



問

井上輝美

旧池川町の(株)フードプランは第三セクターではないのか。

答

片岡地域振興課長

経過については、平成十四年十月、池川町内の建設会社数社が有限会社池川商事を立ち上げ、イチゴ栽培に取り組んだ。新たな基幹産業育成を検討していた池川町は、外食産業、医療関係機関で需要ののびているカット野菜に着目し、一ノ谷地区に施設を設置、池川商事に運営を依頼した。同社は、平成十五年七月よりカット野菜工場の運営を開始し、平成十五年九月、(株)フードプランに社名を変更した。平成十

六年六月、町が同社に三五〇万円出資して第三セクターとなる。資本金二六五〇万円で、本町の出資割合は十三・二％。

なぜ、第三セクターに

問

井上(輝)

フードプランは当初、町が施設をつくり、運営は利用者という公設民営であった。町が出資することによって第三セクターにした。

なぜ、第三セクターにしたのか。同僚議員がだした議会報告のビラによれば、平成十六年四月、フードプラン役員会は、六月をもって工場の操業を停止することを決め、同時に、操業開始の際に

行った町の説明や支援が不十分だったとして、生じた損失を町が補填するようにという内容証明を町長に送付した。その対策として、町長が社長となる第三セクターで事業を継続しようとしたものである。

議会では同僚議員は、「本事業は関係者の努力にもかかわらず、引き取り手のないものである。それを町長が社長になることによってずるずる引きずり、かつてない財政難のなかで、住民の税金を限りなく投入すれば何とかなるという安易な選択をすべきではない。ここは思いきって操業を一時停止して、本事業の導入に問題はなかったか、導入後の経営、業者との約束はどうだったか、あらゆる角度から十分時間をとって検討すべきだ」と、実に適切な意見をのべてこの議案に反対しているのである。

欠損処分の法的根拠は

答 条例に定めている

問 井上（輝）

平成十六年度の一ノ谷土地建物貸付金二件の不納欠損処分の法的根拠は。

答 地域振興課長

「仁淀川町一ノ谷食品加工施設の設置及び管理に関する条例」第七条に、町長は、「公益上その他特に必要があると認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができ」と明記されている。

イチゴハウスが夏場の猛暑による炭素病被害、食品加工場では、度重なる台風被害で野菜価格が高騰し、目的達成が厳しくなったなどの理由で、フードプランから使用料及び土地賃貸料の免除申請が、平成十七年二月一日提出されたので、二月

二日、条例七条の規定により免除することを決定し、通知した。

平成十六年度の土地建物貸付収入調定額通知書は、十七年三月三十一日現在で出納室に四月二八日付けで通知した。

減額調定により収入予定額を減額すべきところを、事務処理上の誤りで不納欠損処理となった。今後、このような誤りのないよう努める。

客観的な必要性は

問 井上（輝）

条例に「公益上その他の必要がある場合」とあるが、客観的に公益上必要性が認められるどんな事由があったか。

就労の場の確保

答 地域振興課長

施設の整備の目的は、少子高齢化、過疎化が進むなかで、一ノ谷工業団地の整備にあわせ、新たな基幹産業を育成すること、近年、特に公共事業の削減、林業の不振などで就労の場が激減しており、その就労の場を確保すること、現在、従業員二八名（社員六名、パート二二名）が就労している。

なお、これまで商品価値のなかった野菜をむだなく加工・販売することで、高齢者対策と農業者の所得向上、遊休農地の利用が促進され、中山間地域の直接支払い制度が七地区に適用されるなど自然環境の保全、高齢者

を中心とした地域の活性化が図られる。



16年度目標額が達成できず、使用料・賃貸料が免除された(株)フードプラン（一ノ谷）

客観的必要とは

問 井上(輝)

「公益上その他特に必要がある」場合とあるが、その認定は町長のまったく自由裁量の行為ではない、客観的にも公益上必要があると思われる、という自治法の「行政実例」が示されている。

公益上の必要性に地域の活性化、就労の場の確保などをあげているが、野菜の加工工場が公益上必要な公の施設なのか。営利を目的の企業であり、住民の福祉の増進を目的とする事業ではない。

法的根拠とは

不納欠損処分法の法的根拠は条例にあるとのことだが、自治法施行令には次の規定がある。

調定された歳入で、徴収できないと認定された額は、一つは、金銭債権が五年間の消滅期間が完

成したとき、いわゆる時効が成立したものであり、他の一つは、債権者が無資力またはこれに近い状態であつて債務延期の特約をした場合で、当初の履行期間から十年間を経過した後、債務を免除した場合であり、いずれの場合も法令上に根拠をおくものでなければならぬ。債権者が単に権利放棄を意思表示したのでは、確定したものにはならず無効であると規定されている。

また、町の条例は、その他各種の税や使用料の徴収、督促、免除などの対応とは著しい不公平をもたらすものであり、不適切な措置である。

現在のフードプランの代表者はだれか。経営責任はだれがもっているか。町と十五年間の賃貸契約を交わしている使用料一七〇万円の契約はどうなっているか。損失保障についての契約はあったのか。公的支援の考え方を取り決めていたのか。自治体の本来の目的に則して、その公共性・公益性、採算性をみた

き共同経営に参画する必要性、経営責任を負う必要性があるのか。いったん中止して十分各方面から議論すべきという提起にたいして、十分議論したうえで、現在の運営をしているのか。

前町長の判断で

答 岡崎池川支所長

代表者は、三浦敏孝前町長であるが、経営責任その他は定款の定めにより行われているものと思う。

賃貸契約は、変更してないので条項が生きていると思う。

公益性については、当時の町長の判断であり、出資に関する議会で十分議論したのかという指摘には、議事録を読まないといけないが、町長の判断で公益性を認めて設置したものと思う。

適切な措置ではない

答 町長

フードプランの経過な

どについては、聞いてはいるがいろいろな考えがあると思う。

井上議員の指摘する不納欠損処分については、適切ではなかったと思うっており、今後そういうことのないよう対応してい

きたい。
内容についてはこれから先、行政改革のなかで検討しなければならぬ問題がある。指定管理者制度の問題もあるので、今後、検討する。



患者送迎バスの

運行距離を延ばせ

答 行革推進委で協議を

問 井上利明

答 吉岡保健福祉課長

患者送迎バスは、現在、上久喜まで運行されているが、合併した現在、大蔵、柚ノ木谷までの運行とその他について、担当課長に伺う。

現在の吾川地区での運行と、仁淀、池川の病院における大崎診療所への理解、それを踏まえた検討が必要と思われる。吾川地区、仁淀地区、

スクールバス、代替バス、路線バスの運行もあるので運行経路、時間、料金を含め総合的に検討するよう行政改革推進委員会に問題協議を願う。



配慮も考えないと。(大崎)



人間ドック・重複？

答 周知徹底をはかる

問

大野直孝

人間ドックは、総合検診と重複していないか。

答

藤村町民課長

老人保健法にもとづき行われている総合検診と、国保事業により行われている人間ドックであり、項目によっては重複しているかも知れないが申込時の回覧などで周知徹底をはかつていく。

問

大野(直)

行財政改革の中で町内統一策を考え、条例を改廃していくつもりはあるか。



年1回行われる総合検診(吾川中グラウンド)

答

下方総務課長

合併時に専決処分により施行したもの、それ以後に制定し施行したものの以外に、暫定施行しているものがある。これは、バスの運行管理、国民健康保険税、介護保険、補助金であり、補助金以外は、平成十八年度から統一するが、補助金は、町の一体化や、サービスの公平性からすると相反す



患者送迎バス(旧吾川)運行距離延長の要望が出るが、民間病院への

問

大野(直)

旧吾川村で運行されている診療バス(無料)について、旧仁淀・池川との格差をどう考えるか。

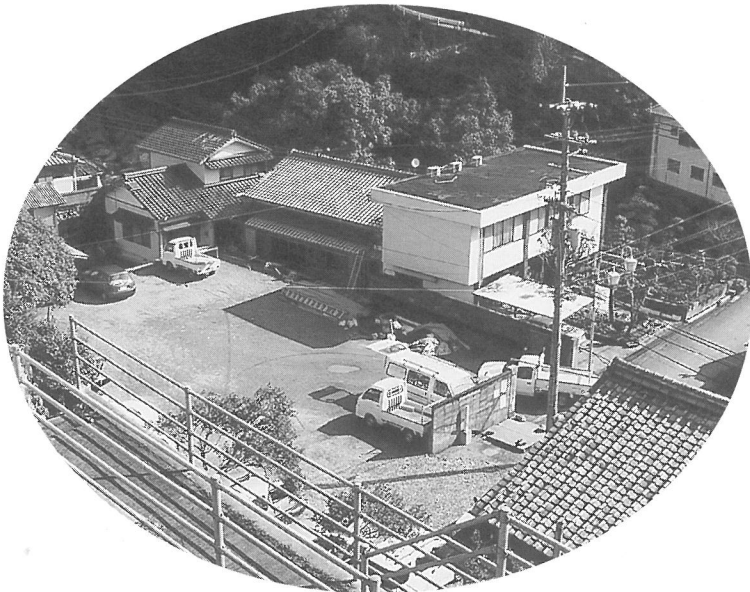
旧仁淀・池川との格差をどう考えるか

答

保健福祉課長

旧池川・仁淀には、民間病院があり、患者輸送バスを上げていくことは難しい。また、道路運送法との関係もあるので運行に関しては、行革推進委員会で検討を願いたい。

行革推進委で



名野川林座跡地は、地元の意見をよく聞いて（名野川）

問

大野泰三

名野川林座跡地は、地域住民の要望でグループホーム建設のための土地

取得であった。
六月議会で認可が難しいとの答弁だったが、その後の見通しと、地域の意見を聞いてとのことだが、効果のある使いみち



名野川林座跡地は…

答 徹底的に研究して

答

町長

にと、地区民の関心は高いが、意見の集約方法について伺う。

土地の活用については、介護保険法の小規模多機能施設やグループホームなどニーズに併せ、地域住民の理解を得ながら福祉関連施設や駐車場等含め検討したい。
グループホームは、平成十八年四月から町長の意向によって建設できるようで、問題は施設を作ることに伴って、町民の負担増が予想され、維持運営を徹底的に研究し建設したい。前向きに検討し、グループホーム別の施設が考慮しながら土地利用について検討したい。

仁淀高に変わらぬ支援を

答 従来の額を補助する

問

大野（泰）

仁淀高校は、昭和三十一年独立して以来多くの卒業生を輩出し、さまざまな分野で活躍している。高校は地域の宝物であり、貴重な役割を果たしてきた。
地域の過疎化とともに生徒数が減少し、廃校の危機といわれながらも「開かれた学校づくり」

答

教育長

の取り組みにより、生徒をはじめ諸先生方もがんばり続けている。
仁淀川町発足により地域の学校として、これまで以上の支援体制が必要と思われるが。現在の支援策と今後の支援策について、教育長の考えを伺う。

十七年度、進学奨励金 旧仁淀・吾川一人十万円、池川無。育成会補助 金田仁淀・吾川三五万円、池川十二万円計八二万円の支援と、大崎大渡間の通学支援を行った。
十八年度進学奨励金一人十万円、育成会補助は従来の額を町長にも願う。

問

大野（泰）

先日の「高新」で仁淀高の場合、山崎校長は「地元には行きにくいという子どもがではないかと危ぐする」はたしてこのままで仁淀高が救われるのかその点、回答を。

答

教育長

非常に危機感をもっており、県の方針が変わらない限り、生徒確保をしなければ厳しいことを認識し、振興対策協議会の中で意見を求める。



平成17年度、第50回仁淀高校卒業生（大渡）



本庁舎の移転改築は

答 具体的な計画は無いが

問

岡崎友則

仁淀川町本庁舎付近国道三三号沿いの整備と庁舎、中央公民館などの移転改築を考えてないか。商店街は人口も減少しており、三三号沿いはさびれる一方である。本庁舎を旧吾川村に置くことにより、地域が発展しなくてはと考えているが、行政には自然意識と、ビジョンを達成するため計画が必要だが、本庁舎、中央公民館などの改築はできないものか。

答

町 長

国道三三号が開設以前において、先見の明のあった吉村村長での、田舎では珍しい幅広い道路を造り、最近までは国道幅員については異論は聞かれない。

昔、川井といわれたころ、集落が小さかったよう、その後地域に人家が増えたが、水路などあまり改良されなくて、大雨時には水が溢れるわけで、町に關係する側溝な

どは今後整備しなければいけない。公民館の移転は全然考えてないが、JRの敷地は今後取得する方向で考えており、庁舎も建設後四十年近くなり、老朽化と電気容量、身障者などに配慮がなく、財源見通しがつけば改築も考えな

ければならない段階にきていると思う。そのためには土地が公民館周辺であれば駐車場も近く、敷地もJRの土地が約四百坪あると思うが、公衆トイレなども整備の必要が生じたり、まだ考え中で具体的な計画まで至ってなく、改築の



新庁舎の第1候補地に町長があげた公民館周辺（大崎）

必要はあるのではないかと考えている。

赤線の管理は今後は行政で

問

岡 崎

不動産登記法の図面に表示されている赤線道の保存整備について。昔は生活道に使っており、家と家、集落間、田畑の管理、森林、山の手入れと地元で管理してきたが、放置された状態になり、人手が少なく補修もできないような事もおきている。今後の管理は行政としての考えがあるのか。

適切に管理する

答

町 長

赤線、青線は、道路法や河川法の適用を受けない道水路のことで、法定外公共物といわれているものだ。地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、合併前に手続を完了し、町の財産となっており、公共用財産管理条例を設置し、目的以外に使用、占用する場合の許可基準や使用料などを定め、適切な管理に努めていきたい。



町税の完納にどう対応

答

悪質者には
差し押さえも検討中

問

農本規仁

町民税、固定資産税、
国保税の納税率を伺う。
完納している住民にと
って、納めていない人が
もしあれば不公平感が生
まれてくる。また、完納
に向けてどう対応してい
くか。

答

谷内税務課長

現時点で国保税は二期
分しか徴収されておら
ず、固定資産税、町民税
とも四五・六%の徴収率
である。町税の一〇〇%
徴収は非常に難しいが、
十二月に各支所と共に、
徴税計画を立てて訪問徴
収を計画中である。

来年度以降は悪質と思
われる滞納者については
差し押さえ処分も検討し
ている。



申告と納税で多忙をきわめる税務課（本庁舎）

AEDの設置はできないか

答 検討する



問

竹内順一

子どもの突然死を防
ぐ、*AEDの設置はで
きないか。

答

教育長

心停止から五分以内の
電気ショックが必要であ
り、学校を対象とすれば
全校ということになる。
緊急時に動転することな
く冷静に利用できる訓練
も必要になるので、養護
教諭の研究組織などに導
入の必要性を研究させたい。

問

竹内

持ち運びができる器械
であり、高齢者から子ど
もの大会に安全な環境整
備という意味でも設置を
願う。

答

教育長

校長会などでも検討し
ていく。

ライフライン
の充実が優先
しないか

問

竹内

道路崩壊や災害によつ
て孤立集落ができるが
ライフラインの充実が最
優先課題ではないか。

重要

答

片岡企画課長

住民の生命、財産を守る
観点からすると重要で
あり、全体のバランス、
ニーズも考慮しながら、
できる限り財源配分をし
ていく。

※AED（自動体外式除細動器）
突然死を防ぐ心臓電気ショック
の器械。

引地公園の

総予算額は

問

竹内

引地の公園整備について、今後の予定、予算額について伺う。

三億五千万円

答

企画課長

二〇年度までの四年間で三億五〇〇〇万円を計上しており、利活用については、青写真を検討してもらうことになるので理解を願う。



20年度までの4年間で、三億五千万円で整備する

引地公園（引地）



借地と聞くが、

抵抗はないか

答

地権者と協議していく

問

西森善光

池川地区の親水公園は借地と聞くが、管理することには抵抗はないか。

答

町長

平成五年度に国土庁のリフレッシュふるさと推進モデル事業の助成を受け平成七年に完成したが、借地であることに抵抗はあるので、今後も地権者と協議していく。

※ATM設置を

問

西森（善）

仁淀川町の中心地となつた大崎地区に、銀行のATM設置の要望はできないか。

答

町長

大崎には、JAおよび郵便局にATMがあるが銀行にも要望していく。

問

西森（善）

町から要望があれば設置してもよいとの話を聞いているが、適地候補があるか。

答

町長

適当な場所もあるが、今後検討していく。



池川地区の親水公園（北浦）

※現金自動預け払い機



町幹部に 池川出身者が少ない

答 適材適所で



新町執行部（本会議場・大崎）

問

竹村雄幸

この議会に来て、目の前を見ると池川地区の人は合併しない方がよかったと思われる光景である。池川地区を除いたような人事をどう考えるか伺う。

答

町長

幹部に池川の者がいないといわれているが、吾川、池川、仁淀、といった考えはない。適材適所でこれからの人事もやっていく。決して旧池川町に人材がいけないわけではなく、合併時にも、各総合支所において役職についている。

**助役は職員から
登用を**

問

竹村

町長は九月議会でも「まだ考えられない。先送りしたい。選挙が終わってからでもいい」と

言っていた助役の人事がなぜこの時期に出たか伺う。

行革の中でも二〇〇人近い職員をいかに減らしていくか、また財政が厳しいと言っていたが、一千万円かくいる人をなぜ連れてきたか。職員から登用すれば職員も減り人件費も助かるように思う。該当する職員がいなのは町長の教育が足らなかったわけで、納得のいく答弁を求める。

私の後継者に

答

町長

助役は町長の代理で、誰でもいいというものではなく、優秀な職員は庁内にいるが、この人を将来の町の後継者にしようとするならば、人格、見識を有した者でなければと考える。

単に助役に迎えることが一千万円も金がある、いらないかの考えで置くべきでないと思う。これからの行政は、県との密接なつながり、指

導も必要と思う見地から人材を求めてきた。

町内出身者にこだわったのは愛町心で、生まれた人のその土地は出身でないとわからないものが多い。

特に林業は本町の重要産業で、知識にたけた人材を求めることは誰もが考える。決して先送りするとは言っていない。広く人材を求め、人材がいなければ、三月までに決めると言ったわけで、議員の発言は心外である。

問

竹村

県の職員の天下り先に自治体が存在しているわけではない。単身赴任か、家族全員来るのか、住所をここに置くか、通勤かなど問題があり、町民の信頼は得られないと思うが。

答

町長

人物で助役選任をした。急に決まり、一家がすぐ引越すことは家庭の事情があり、本人が単身で本町に住居を構え

る。
これから先について建設的な考えを持ってほしいと思う。